

鳥取県母子生活支援施設強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県母子生活支援施設強化事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、母子生活支援施設に対して助成を行い、入所者に対する適切な処遇体制を確保することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う母子生活支援施設に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に定める補助基準額と補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に係る寄附金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額とを比較して少ない方の額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、毎年4月30日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は2割以上の減額を伴うもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日まで

に行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年1月24日から施行し、平成18年度の補助事業から適用する。

2 平成18年度分の本補助金の交付申請については、第4条中「毎年4月30日」とあるのは、「平成19年2月15日」とする。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年3月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年3月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、令和元年7月5日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助基準額	3 補助対象経費														
<p>母子生活支援施設強化事業</p> <p>個別的な対応が必要な母子が10人を超えて入所している母子生活支援施設において、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知）の別表2による職員定数及び第3の2の（2）に掲げる各種加算に基づく職員数を超えて個別対応職員（母子支援員、保育士、少年指導員）を雇用する事業。</p>	<p>各期初日時点で本事業を実施している場合、1期当たりの補助基準額は、次の表の入所者の区分に対応する同表の各期補助基準額算定方法により算定した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="537 472 1179 892"> <thead> <tr> <th>入所者の区分</th> <th>各期補助基準額算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県が保護の実施をした者</td> <td>1世帯当たり月額単価×入所世帯数×4月</td> </tr> <tr> <td>鳥取県内の市及び福祉事務所を設置する町村又は鳥取県外の県・市及び福祉事務所を設置する町村が保護の実施をした者</td> <td>1世帯当たり月額単価×入所世帯数×4月×1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>1世帯当たり月額単価は、次の表の左欄に掲げる入所定員の区分に対応する同表の右欄に掲げる金額とする。</p> <table border="1" data-bbox="558 1008 1084 1165"> <thead> <tr> <th>入所定員（世帯）</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>7,700円</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>10,300円</td> </tr> </tbody> </table>	入所者の区分	各期補助基準額算定方法	鳥取県が保護の実施をした者	1世帯当たり月額単価×入所世帯数×4月	鳥取県内の市及び福祉事務所を設置する町村又は鳥取県外の県・市及び福祉事務所を設置する町村が保護の実施をした者	1世帯当たり月額単価×入所世帯数×4月×1/2	入所定員（世帯）	金額	30	5,100円	20	7,700円	15	10,300円	<p>補助対象職員（1名分）の経費</p> <p>報酬、給料、諸手当、賃金、法定福利費</p>
入所者の区分	各期補助基準額算定方法															
鳥取県が保護の実施をした者	1世帯当たり月額単価×入所世帯数×4月															
鳥取県内の市及び福祉事務所を設置する町村又は鳥取県外の県・市及び福祉事務所を設置する町村が保護の実施をした者	1世帯当たり月額単価×入所世帯数×4月×1/2															
入所定員（世帯）	金額															
30	5,100円															
20	7,700円															
15	10,300円															

備考1 この表において「個別的な対応が必要な母子」とは、母子生活支援施設に入所するまでの生活歴の中で、配偶者等から暴力を受けた、虐待を受けた、又は精神疾患等があり、情緒障害、行動障害等で他の母子と比べてより個別的な対応が必要となる母子で当該母子に保護の実施を行った福祉事務所長の意見を基に知事が適当と認めた母子をいう。

2 「各期」とは、「4月から7月まで」、「8月から11月まで」、「12月から3月まで」の3期とし、補助基準額の算定については各期ごとに行う。

様式第1号（第4条、第6条、第7条関係）

年度母子生活支援施設強化事業計画（報告）書

- 1 施設名 _____
- 2 定員（暫定） _____ 世帯
- 3 入所母子の状況

区分	各期別内訳					
	4月1日		8月1日		12月1日	
	入所世帯数	対象母子数	入所世帯数	対象母子数	入所世帯数	対象母子数
鳥取県が保護の実施をした者	世帯	人	世帯	人	世帯	人
鳥取県内の市及び福祉事務所を設置する町村又は鳥取県外の県・市及び福祉事務所を設置する町村が保護の実施をした者						
合計						

(注) 1 「対象母子数」欄は、母子生活支援施設に入所するまでの生活歴の中で、配偶者等から暴力を受けた、虐待を受けた、又は精神疾患等があり、情緒障害、行動障害等で他の母子と比べてより個別的な対応が必要となる母子の数を記入すること（10名以上入所していることが要綱の要件）。

2 対象母子の内訳については別紙1のとおり

- 4 個別対応職員の配置状況
別紙2のとおり

5 補助金所要額

区分	各期別内訳						補助金所要額
	4月1日		8月1日		12月1日		
	入所世帯数	補助基準額	入所世帯数	補助基準額	入所世帯数	補助基準額	
鳥取県が保護の実施をした者	世帯	円	世帯	円	世帯	円	円
鳥取県内の市及び福祉事務所を設置する町村又は鳥取県外の県・市及び福祉事務所を設置する町村が保護の実施をした者							
合計							

※補助金所要額の内訳については別紙3のとおり

「補助基準額」は、それぞれ次の算式により算定した金額を記入すること。この場合、1世帯当たり月額単価（①～③）を用いること。

入所者の区分	各期別補助基準額算定方法	【1世帯当たり月額単価】
鳥取県が保護の実施をした者	1世帯当たり月額単価×入所世帯数×4月	①30世帯定員：5,100円
鳥取県内の市及び福祉事務所を設置する町村又は鳥取県外の県・市及び福祉事務所を設置する町村が保護の実施をした者	1世帯当たり月額単価×入所世帯数×4月× 1/2	②20世帯定員：7,700円 ③15世帯定員：10,300円

6 他の補助金の活用の有無 (有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

7 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

個別的な対応を必要とする母子の内訳

施設名 _____

1 対象母子の状況

年 月 日現在

番号	入所 年月日	退所 年月日	対象母子の状況 (子：虐待の種類)	人数 (人)	配偶者等から暴力を受けた、虐待を受けた、 又は精神疾患等があり、情緒障害、行動障害 等で他の母子と比べてより個別的な対応が 必要となる理由
			母 1. DV 2. 精神疾患 3. その他 子 1. 身体的 2. 性的 3. 心理的 4. ネグレクト 5. その他 計		
			母 1. DV 2. 精神疾患 3. その他 子 1. 身体的 2. 性的 3. 心理的 4. ネグレクト 5. その他 計		
			母 1. DV 2. 精神疾患 3. その他 子 1. 身体的 2. 性的 3. 心理的 4. ネグレクト 5. その他 計		
			母 1. DV 2. 精神疾患 3. その他 子 1. 身体的 2. 性的 3. 心理的 4. ネグレクト 5. その他 計		

- (注) 1 世帯単位で記入してください。母子の状況欄は、該当する種類を○で囲んでください。
 2 交付申請額は、申請する基準日現在の母子の状況を記入してください。
 3 実績報告時は、それまでに提出した本紙を加筆修正してください。

2 対象母子の保護に実施を行った福祉事務所長の意見

年 月 日 福祉事務所長名 印

個別対応職員の配置状況

1 個別対応職員の配置状況

区分	各期別内訳														
	4月1日					8月1日					12月1日				
	現員					現員					現員				
	職員定数に基づく職員	各種加算に基づく職員	加算名	当該事業補助対象職員		職員定数に基づく職員	各種加算に基づく職員	加算名	当該事業補助対象職員		職員定数に基づく職員	各種加算に基づく職員	加算名	当該事業補助対象職員	
母子支援員	人	人	人	加算	人	人	人	人	加算	人	人	人	人	加算	人
保育士															
少年指導員															
合計															

(注)

- 「職員定数に基づく職員」欄には、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）の別表2による職員定数を記入すること。
- 「各種加算に基づく職員」及び「加算名」欄には、同通知第3の2の（2）に掲げる各種加算に基づく職員数と加算名を記入すること。

2 個別対応職員名 _____

3 個別対応職員の雇用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 個別対応職員の職務内容

※個別対応職員の雇用が確認できるもの（辞令の写し等）を添付してください。

様式第2号(第4条、第6条、第7条関係)

年度母子生活支援施設強化事業収支予算(決算)書

収入の部 (単位:円)

収入区分	予算(決算)額	摘要
計		

支出の部 (単位:円)

支出区分	予算(決算)額	摘要
計		

第 年 月 日 号

様

職氏名 ㊟

年度鳥取県母子生活支援施設強化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった年度鳥取県母子生活支援施設強化事業費補助金については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 算定基準額 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県母子生活支援施設強化事業費補助金交付要綱(平成19年1月24日付第200600146704号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

住 所
氏 名 印
(団体にあっては、団体名称及び代表者氏名)

〇〇年度鳥取県母子生活支援施設強化事業仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた 年度鳥取県母子生活支援施設強化事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 円

- 4 添付書類
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳及び確定申告書の写し